

輸入公表三の七に基づく貨物(ワシントン条約に係る特定の原産国等)の輸入に関する確認について

輸入注意事項 15 第 42 号 (15.10.17)

最終改正：令和元年 6 月 24 日付け・輸入注意事項 2019 第 44 号

上記貨物を輸入しようとする者は、平成 15 年 11 月 10 日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。

記

1 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前 10 時から 11 時 45 分まで及び午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日。）を除く。

2 提出書類

- (1) 別紙様式による確認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 通
- (2) 当該貨物の輸入に係る契約書又は輸入契約を証するに足る書類のいずれかの写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
- (3) 当該貨物を輸出する国又は地域のワシントン条約に係る管理当局又はこれに準ずる当局の発行した輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 通

3 提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室

【別紙様式】

輸入公表三の7に基づく貨物（ワシントン条約に係る特定の原産国等）の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

年 月 日

申請者名 _____
 記名押印 _____
 又は署名 _____
 住 所 _____
 電話番号 _____
 及び担当者名 _____

※確認番号 _____
※確認年月日 _____

次の輸出許可書等の確認を申請します。

発 行 国 _____

許可書番号 _____

A	学 名 (和名)					
	原産国		形態		数量	
B	学 名 (和名)					
	原産国		形態		数量	
C	学 名 (和名)					
	原産国		形態		数量	

上記の輸出許可書等について確認する。

なお、本確認書により輸入申告をする際には、別添の輸出許可書等の原本を税関に提出すること。

上記の輸出許可書等については事実を確認するに至らなかった。

※経済産業大臣の記名押印

資格 _____

記名押印 _____

(裏面)

※通 関

輸入申告番号 及び申告年月日	送状数量	送状金額	許可又は承認年月日 及び税関の押印

- (注) 1 本申請書の大きさはA列4番縦長とすること。
 2 「発行国」及び「許可書番号」欄には、当該貨物について発行された輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書の発行国及び番号を記載すること。
 3 「原産国」欄には、輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書中にある原産国を記載すること。
 4 「形態」欄には、その貨物の形状（例えば、生きている動物、塩づけ原皮、ハンドバック、ベルト、靴等）を記載すること。
 5 ※印のある欄には記入しないこと。